

はじめに.....	3
<b>第1章 日常診療.....</b>	<b>11</b>
<b>1 診療拒否（応招義務）.....</b>	<b>12</b>
応招義務とは.....	12
<b>コラム</b> 応招義務か応召義務か？.....	14
正当事由.....	15
満床の場合.....	20
<b>コラム</b> 弁護士には受任義務がない.....	24
<b>2 診療キャンセル.....</b>	<b>25</b>
<b>3 癌の告知.....</b>	<b>26</b>
告知義務.....	26
癌告知の方法・告知後の対応.....	30
<b>4 セクハラ診療.....</b>	<b>34</b>
<b>5 看護師の法的な業務範囲.....</b>	<b>37</b>
<b>第2章 文書.....</b>	<b>41</b>
<b>1 カルテ.....</b>	<b>42</b>
記載時期.....	42
<b>コラム</b> 直ちに・速やかに・遅滞なく.....	43
訂正方法.....	44
<b>コラム</b> シャチハタに対する誤解.....	46
カルテ改ざんの刑事責任.....	46
記載内容.....	49
電子カルテ.....	50
保存期間.....	51
術中ビデオ.....	53
<b>2 診断書.....</b>	<b>54</b>
作成・交付.....	54

取消し.....	56
損害賠償責任.....	57
特殊な職業の診断書.....	60
<b>3 同意書.....</b>	<b>60</b>
有効期間.....	60
<b>第3章 患者の死亡.....</b>	<b>63</b>
<b>1 終末期の自己決定.....</b>	<b>64</b>
安楽死.....	64
リビング・ウィル.....	68
尊厳死の宣言書.....	69
DNAR.....	69
臨床宗教師.....	70
<b>2 死亡後の手続.....</b>	<b>71</b>
死亡診断書.....	71
死亡診断書（死体検案書）.....	74
<b>3 死体.....</b>	<b>75</b>
所有権.....	75
病理解剖.....	76
<b>コラム</b> 死因究明推進法.....	78
<b>4 医療事故調査制度.....</b>	<b>79</b>
<b>第4章 患者情報.....</b>	<b>89</b>
<b>1 診療情報開示.....</b>	<b>90</b>
申立ての理由.....	90
開示請求権者.....	91
手続.....	92
費用.....	92
診療情報の提供等に関する指針.....	93
<b>2 個人情報の管理.....</b>	<b>98</b>
オプトアウト.....	98

カルテの訂正.....	100
<b>3 個人情報流出.....</b>	<b>101</b>
USBメモリの紛失.....	101

## **第5章 患者トラブル..... 105**

<b>1 モンスターペイシエント.....</b>	<b>106</b>
秘密録音.....	106
迷惑患者への仮処分命令.....	109
仮処分命令申立書.....	115
<b>2 精神障害者.....</b>	<b>122</b>
賠償請求.....	122
<b>コラム</b> 却下と棄却.....	125
<b>3 医療費の返還.....</b>	<b>126</b>
説明不足.....	126
自己負担分の減免.....	130
<b>4 差額ベッド料.....</b>	<b>131</b>
差額ベッド料の指標.....	131
<b>5 放置自動車.....</b>	<b>135</b>
内容証明郵便の例.....	138

## **第6章 病院経営..... 149**

<b>1 労務.....</b>	<b>150</b>
解雇・雇止め.....	150
解雇理由証明書の例.....	154
雇止め理由証明書のひな型.....	156
競業避止義務.....	157
誓約書.....	160
退職した職員の私物の処理.....	160
<b>2 破産.....</b>	<b>162</b>
患者の破産.....	162

患者が破産した場合の破産債権届出書の記入例.....	166
医療事故の賠償金.....	170
医療機関の事業譲渡・倒産.....	171
<b>3 知的財産.....</b>	<b>174</b>
商標.....	174
<b>4 未収金.....</b>	<b>176</b>
回収法.....	176
消滅時効.....	186
配偶者への請求.....	190
相続.....	191
未収金防止措置.....	193
<b>コラム</b> 未収金回収のマメ知識?!.....	196
<b>第7章 取り上げられることの少ない問題.....</b>	<b>197</b>
<b>1 治療.....</b>	<b>198</b>
同意文書.....	198
<b>コラム</b> 再生医療.....	199
臨床研究.....	199
<b>2 インターネット上の名誉毀損.....</b>	<b>201</b>
責任追及.....	201
削除請求.....	205
謝罪文の実例.....	207
<b>コラム</b> 忘れられる権利.....	213
<b>3 刑事捜査.....</b>	<b>214</b>
指紋押捺・写真撮影.....	214
指紋押捺及び写真撮影に関する申入書.....	215
<b>法律家から医師へのメッセージ.....</b>	<b>217</b>
<b>索引.....</b>	<b>218</b>

## 1 診療拒否(応招義務)

### 応招義務とは

**Q** 応招義務に違反した場合の罰金額は？

**A** 応招義務に違反しても、医師法上、罰則はない。

医師法19条1項は、「診療に従事する医師は、診察治療の求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない」と定めている。この義務を「おうしょう応招義務」と呼んでいるが、これに対応する罰則は存在しない。

### 行政処分

もっとも、行政において、「医師が第19条の義務違反を行った場合には罰則の適用はないが、医師法第7条にいう『医師としての品位を損するような行為のあったとき』にあたるから、義務違反を反復するが如き場合において同条の規定により医師免許の取消又は停止を命ずる場合もありうる」(昭和30年8月12日付け医取第755号・長野県衛生部長あて厚生省医務局医務課長回答\*)として注意を喚起していることには留意すべきである。

\*このような下級行政機関の照会に対する上級庁の示す法令解釈を「行政実例」という。

### 民事責任

**Q.** 不当な診療拒否に対して慰謝料の支払いを求められることがあるか？

**A.** 慰謝料のみならず、数千万円以上の逸失利益について賠償を命じられる可能性もある。

## 1 モンスターペイシエント

### 秘密録音

**Q** 迷惑患者に困っている。その患者との会話を隠し録りしたいが、どうか？

**A** 問題ない考える。

一方の同意を得ない録音を秘密録音という。秘密録音については、(1)不法行為(民法709条)により損害賠償責任が発生するかどうかという問題と、(2)録音の記録を裁判上の証拠として利用できるかという問題がある。

#### (1)秘密録音の違法性

秘密録音は、相手方の人格権を侵害するもので賠償責任を発生させる旨を示唆する裁判例がある(大分地裁昭和46年11月8日判決・判例時報656号82頁)。

相手方の同意なしに対話を録音することは、公益を保護するため或いは著しく優越する正当利益を擁護するためなど特段の事情のない限り、相手方の人格権を侵害する不法な行為と言うべきであり、民事事件の一方の当事者の証拠固めというような私的利益のみでは未だ一般的にこれを正当化することはできない。

一般論としても、この判決が通説的な見解とは思われないが、少なくとも患者がたびたび悪態をつきスタッフに対する粗暴行為が見られるなど、医療機関側が被害を被っている状況では、被害内容を記録することは正当性があり、また必要な行為とも言えるので、秘密録音を行っても、患者の権利・利益を侵害するものではなく、違法ではないと考えられる。